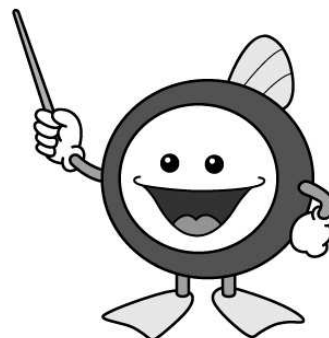


# 下水道使用料金

排水設備工事が完了し、下水道を使用されますと、流された汚水の量（汚水の排除量）に応じて下水道使用料を納めていただくこととなります。この使用料は、汚水を処理する費用や下水道管の補修、清掃など施設の維持管理に必要な経費の一部に充てられます。

## 1. 汚水の排除量の認定

- (1) 水道水を使用の場合は、水道の使用水量とします。
- (2) 一般家庭で使用する井戸、山水等については、世帯人員1人1か月につき5 m<sup>3</sup>として認定する。
- (3) 井戸、山水等が水道と併用されている場合は、世帯人員1人1か月につき2 m<sup>3</sup>として認定する。
- (4) 営業用に使用する井戸、山水等については、量水器等を設置し、その使用水量で認定する。



## 2. 使用料の算定

<使用料金表>

区分	基本水量		従量料金	
	汚水量	金額	超過汚水量	金額
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,500円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	100円
営業用	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	100円
公共用	10m <sup>3</sup> まで	2,000円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	100円

※原則として公共マスの数に対して基本料金を設定する。

### ※下水道使用量の計算例

一般家庭で汚水排除量（水道使用量）が1か月30 m<sup>3</sup>の場合

基本使用量として0 m<sup>3</sup>~10 m<sup>3</sup>までは1,500円

超過使用量として11 m<sup>3</sup>~30 m<sup>3</sup>までは100円×20 m<sup>3</sup>=2,000円

計 1,500+2,000=3,500円となります。

## 3. 使用料の徴収方法

- (1) 基本料金は、先月分及び当該月分を5月より隔月徴収する。
- (2) 超過料金は、5月から7月分を8月、8月から11月分を1月及び12月から4月分を5月の3期に徴収する。